

【介護保険住宅改修・福祉用具購入費支給申請用】

身元確認書類チェックリスト

1. 本人マイナンバー確認

・個人番号通知書は、本人マイナンバー確認書類としては利用できません。

◆次に掲げるもののうち1点（添付が困難な場合は、保険者(箕面市)が職権で確認します）

- 個人番号(マイナンバー)カード
- マイナンバーの記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- マイナンバーの通知カード（記載事項（氏名、住所等）に変更がない場合）

・各書類の有効期限にご注意ください。

2. 本人身元確認

・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。

・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- 個人番号（マイナンバー）カード ※通知カードは不可
- 介護支援専門員証（顔写真入り）
- 顔写真入りの住基カード
- 運転免許証
- 療育手帳
- パスポート（住所ページも必要）
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 宅地建物取引士証
- 教習資格認定証
- 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）
（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 身体障害者手帳(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします）
- 小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 電気工事士免状（第一種）

◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の被保険者証（*注：写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の資格確認書（*注に同じ）
- 顔写真のついていない住基カード
- 箕面市から送付している書類(納税通知書、生活保護受給者証等)※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳
- 国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳
- 海技免状
- 戦傷病者手帳
- 電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

・代理人が手続きをする場合は、3・4の書類も必要です。

・受領委任払を選択する場合は、受領委任払承認申請書と併せて5の書類も必要です。

3. 代理権確認書類

◆次に掲げるもののうち1点

(任意代理人)

- 委任状(本人が記載)(任意様式可)

(法定代理人)

- 登記事項証明書(発行から1年を経過していないもの)

(上記が困難な場合)

- 申述書(代理人が記載)(任意様式可)

- ・各書類の有効期限にご注意ください。
- ・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。
- ・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

4. 代理人身元確認

◆1点確認(次に掲げるもののうち1点)

- 個人番号(マイナンバー)カード ※通知カードは不可 介護支援専門員証(顔写真入り)
- 顔写真入りの住基カード 運転免許証 療育手帳 パスポート(住所ページも必要)
- 在留カード 特別永住者証明書 宅地建物取引士証 教習資格認定証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります)
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 身体障害者手帳(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きでないものは、2点確認書類とします)
- 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証 電気工事士免状(第一種)

◆2点確認(1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可)

- 介護保険の被保険者証 介護保険負担割合証 医療受給者証
- 各種年金証書(写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の被保険者証(*注:写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の資格確認書(*注に同じ) 顔写真のついていない住基カード
- 箕面市から送付している書類(納税通知書、生活保護受給者証等)※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 母子健康手帳 国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳 海技免状 戦傷病者手帳 電気工事士免状(第一種以外)
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード(写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください)
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書(本人名義のものに限る)

上記に加えて、任意代理人が法人の場合(いずれか1点)

- 社員証、職員証、名刺 在籍証明書(任意様式可)

5. 代理受領を行う事業者(担当者)の身元確認 ※受領委任払承認申請(別途要申請)された場合のみ

- ・各書類の有効期限にご注意ください。
- ・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。
- ・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

◆1点確認(次に掲げるもののうち1点)

- 個人番号(マイナンバー)カード ※通知カードは不可
- 介護支援専門員証(顔写真入り)
- 顔写真入りの住基カード
- 運転免許証
- 療育手帳
- パスポート(住所ページも必要)
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 宅地建物取引士証
- 教習資格認定証
- 運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります)
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 身体障害者手帳(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きでないものは、2点確認書類とします)
- 小型船舶操縦免許証
- 猟銃・空気銃所持許可証
- 電気工事士免状(第一種)

◆2点確認(1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可)

- 介護保険の被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 医療受給者証
- 各種年金証書(写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の被保険者証(*注:写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください)
- 健康保険の資格確認書(*注に同じ)
- 顔写真のついていない住基カード
- 箕面市から送付している書類(納税通知書、生活保護受給者証等)※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳
- 国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳
- 海技免状
- 戦傷病者手帳
- 電気工事士免状(第一種以外)
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード(写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください)
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書(学生証、社員証等)
- 公共料金の通知書(本人名義のものに限る)

上記に加えて、代理受領を行う事業者(担当者)に属していることがわかる書類(いずれか1点)

- 法人名・法人住所・氏名などが併記され、当該事業者(担当者)に属していることが分かる身分証(社員証等)※
- 在籍証明書(任意様式可)

※社員証例

社員証		株式会社 ●●●●
社員番号	0123456789	photo 24×30mm
氏名	箕面 太郎	
所属	●●部	
発行日	****年**月**日	
上記の者は当社の社員であることを証明する。		
〒***** 大阪府箕面市西小路*-*-* TEL: ***** FAX: *****		